

第26回 飯豊町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月25日(月) 午前9時30分開議
2. 開催場所 飯豊町役場 委員会室
3. 出席委員(10人)

1番 卷坂 藤博	2番 後藤恵美子	3番 齋藤 祐一
4番 渡部由美子	5番 長岡 賢市	6番 渡部 晃子
7番 手塚 康博	8番 遠藤 智行	9番 二瓶 幸浩
10番 安部 数幸		
4. 欠席委員
5. 農業委員会事務局員 上田信幸事務局長 佐藤智昭局長補佐
孫田智子主査 大谷部良明主事
6. 議事日程
 - 日程第1 会議録署名委員の指名について
 - 日程第2 会期の決定について
 - 日程第3 報告第69号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - 日程第4 報告第70号 農地法第18条の規定による報告について
 - 日程第5 議案第81号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第6 議案第82号 農用地利用集積等促進計画(案)に関する意見について

議 長

日に日に早生品種の方は、穂も垂れて色も付き始めましたが、水稻の方でホールクroppサイレージを側きりに、あちこちで収穫作業が散見しています。線状降水帯の被害で、収穫まじかの水稻が冠水被害などにあっているということで、心配なところがあるんですが、現状のところ、取れるんでないかと、みなさんの大方の予想ですが、袋に入れるまでは分からないのが通年の話であります、取れて頂きたいと思います。

この間、全農やまがたで概算金が今までにない上げ幅でつや姫が 31,000 円で皆さんから驚きの声が出ていて、逆に買い取り価格がその金額だとすると、消費者の価格がどれだけになる部分が、大いにありまして、今月いっぱい、備蓄米の放出を続けると小泉農林水産大臣の話もあって、市場が混乱しないのか、大方の見方です。今後、収穫して、販売して、どれだけの金額に落ち着くのか、まだまだ混乱しそうです、今後の動向に注目したいと思います。

1つ謝らなければならないことがあり、実は先月の総会の折に、以前に山形県知事の方につや姫の産地面積の拡大や、置農を中心とした農業の研修施設の部分で、要請活動をしたときに、舟山県議を通じて、県農林水産部から研修センターについて、1度ヒアリングしたという話がありまして、8月7日に南陽市役所で、置農委員長、事務局長、舟山県議も含めて、どういうものを県議に要請したいのかを詰めて話をしたんですが、委員会の中でどのようなことをしたいのか、書面にした米沢市、高島町もありましたが、先月に佐藤室長と話をして、全員協議会で話をしようとしたんですが、いろんなイベントの出席の確認などあり、言いそびえてしまいました。今日の全員協議会でその部分に少し触れてみたいと思います。置農委も含めてですが、南陽市に産地研修室があるんですが、その施設が老朽化していて、そこを含めた、置農を中心としたトレーニングセンター、年々生徒数も減少しているということで、冠に農業がついている高校が、工業高校と一緒にいるなどの話もあり、その分も含めて、良いアイデアがあれば、全員協議会の時にお話をお聞きしてしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は暑いですが、7月に草刈りをして、8月に見てもしょうがないという意見があったので、例年通りなら8月に行っている農地パトロールを、1カ月前倒して行います。よろしく願いいたします。

それでは、ただいまより第26回飯豊町農業委員会総会を開催致します。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。日程第1「会議録署名委員の指名について」運営内規第8条の規定により、6番渡部晃子委員、7番手塚康博委員を指名致します。日程第2「会期の決定について」をお諮りいたします。会期は本日1日限りとしたいと思います。異議ございませんか。

委 員

全員異議なし。

議 長

異議なしと認め、本日1日限りといたします。それでは、日程第3報告第69号「農

地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 それでは農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します

1番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	高峰字上坪深 4235-2	
	地目地積	田1筆で221㎡ 持分 11分の1	
2番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	高峰字野中外 2135-2 はじめ2筆 持分 2分の1	
	地目地積	畑2筆で117㎡	
3番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	高峰字矢渕大沢 1907-5 はじめ8筆	
	地目地積	田4筆畑4筆で693.71㎡	
4番	届出者	新潟県南区大通南二丁目25番地	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	椿字裏山 2622-3 はじめ20筆	
	地目地積	田17筆畑3筆で18,620㎡	
5番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	高峰字中通 5299 はじめ20筆	
	地目地積	田13筆畑7筆で12,565.25㎡	
6番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 2991-2	
	地目地積	田1筆で727㎡	
7番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	黒沢字叶内 2991-1 はじめ4筆	
	地目地積	田1筆畑3筆で2,938㎡	
8番	届出者	〇〇〇	〇〇〇
	被相続人		〇〇〇
	申請地	手ノ子字下田 2800-1 はじめ16筆	
	地目地積	田9筆畑7筆で10,948㎡	

1番は、令和4年5月16日相続による取得で、あっせんの希望はありません。2番は、令和6年11月26日相続による取得で、あっせんの希望はありません。3番は、

令和6年11月26日相続による取得で、あっせんの希望はありません。4番は、令和7年11月26日相続による取得で、あっせんの希望はありません。5番は、令和7年5月29日相続による取得で、あっせんの希望があります。6番は、令和6年3月24日相続による取得で、あっせんの希望はありません。7番は、令和6年6月13日相続による取得で、あっせんの希望はありません。8番は、令和6年4月8日相続による取得で、あっせんの希望はありません。以上8件についてご報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。それでは日程第4報告第70号「農地法第18条の規定による報告」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農地法第18条の規定による報告について説明を致します。

1番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字下高野 4601-2	
	地目地積	田1筆で 248 m ²	
2番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字下高野 4601-2	
	地目地積	田1筆で 248 m ²	
3番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字小原 3830-3	
	地目地積	田1筆で 128 m ²	
4番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	椿字小原 3830-3	
	地目地積	田1筆で 128 m ²	
5番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字大畑 3492-3	
	地目地積	田1筆で 156 m ²	
6番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	黒沢字大畑 3492-3	
	地目地積	田1筆で 156 m ²	
7番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字雪舟町 4500-2	

	地目地積	田 1 筆で 1.23 m ²	
8 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	萩生字雪舟町 4500-2	
	地目地積	田 1 筆で 1.23 m ²	
9 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字牛ヶ窪四 1611-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 212 m ²	
10 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	小白川字牛ヶ窪四 1611-1 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 212 m ²	
11 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字谷地田一 2602-3 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 159.83 m ²	
12 番	貸付人	〇〇〇	〇〇〇
	借受人	〇〇〇	〇〇〇
	届出地	高峰字谷地田一 2602-3 はじめ 3 筆	
	地目地積	田 3 筆で 159.83 m ²	

12 件につきまして報告致します。

議長 報告ですので、ご了承ください。続きまして、日程第 5 議案第 81 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 議案第 81 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを説明致します。今回、急所追加させて頂きましたが、この 2 件につきまして、山形農地リフレッシュアクション事業という荒廃農地の再生事業に手を挙げておりまして、今年度、この事業に着手するにあたり、農地の賃貸借契約を結ばないと、事業に着手することが出来ないことが分かりまして、急遽、契約を結ぶことになりました。再生した後に、契約を結ぶことはダメになったので、追加させて頂きました。

1 番	譲渡者	〇〇〇	〇〇〇
	譲受者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	中字台ノ下 2110-1 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 4,098 m ²	
2 番	譲渡者	〇〇〇	〇〇〇

	譲受者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	萩生字東小山3435-1	
	地目地積	田1筆で7,201 m ²	

1番の案件ですが、〇〇〇で啓翁桜を栽培しておりまして、2年ほど前に啓翁桜をやめて、木を伐採していたんですが、根っこが少し残っていて、抜根しないと水稲が作付け出来ないのが分かりまして、今回、山形県の事業で再生する予定になっております。2番の案件ですが、水が溜まって池の状態になっております。7,000 m²の内、2,000 m²が池になっていて、何も作付け出来ない状態です。こちらをすべて埋め立てまして、もう1度水田として活用する予定であります。1番、2番の案件とも、契約期間は1年で、再生した後に、中間管理機構を通して10年契約する予定になります。どちらも認定農業者なので、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。承認することに決定いたしました。続きまして、日程第6議案第82号「農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

大谷部主事 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、飯豊町長より依頼がありました。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、下記計画（案）に対する意見を聴取します。つきましては、内容をご確認頂き、意見がある場合はその内容を御回答くださるようお願いいたします。また、併せて、賃借権の設定等又は所有権の移転を受ける者が、同法第18条第5項に関する要件に該当するか確認をお願いします。このたび、所有権移転が3件になります。昨年度まで農地集積計画は、農業基盤促進法に基づいて、農地中間管理機構を通さずに、農業委員会で、農地の売買を結んでおりましたが、法律が代わりまして、売買は農地中間管理機構を通すやり方と、農地法による売買の2つのやり方になりました。今回、農地中間管理機構を通した農地の売買になります。

1番	譲渡者	〇〇〇	〇〇〇
	譲受者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	添川字牛子坂一3170-69はじめ5筆	
	地目地積	田4筆畑1筆で5,912 m ²	
2番	譲渡者	〇〇〇	〇〇〇

	譲受者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	黒沢字高柳 2524-1 はじめ 7 筆	
	地目地積	田 7 筆で 16,032 m ²	
3 番	譲渡者	〇〇〇	〇〇〇
	譲受者	〇〇〇	〇〇〇
	申請地	椿字下椿東 3046 はじめ 2 筆	
	地目地積	田 2 筆で 8,641 m ²	

ご協議の上、ご承認下さりますよう、お願い申し上げます。

議長 ただいま、事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局に説明について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。格別ないようでしたら、賛成する方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 挙手全員です。よって決議することに決定いたしました。以上で本日の議案は全て終了いたしました。第 26 回飯豊町農業委員会総会を終了いたします。ご苦労様でした。

(午前 9 時 53 分会宣した。)

以上、会議の顛末を記載し内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 7 年 8 月 25 日

議長 安部 教幸

署名委員 (6 番) 渡部 晃子

署名委員 (7 番) 手塚 康博